合意書

Ａ（以下、甲という。）とＢ（以下、乙という。）とは、甲が乙に2020年12月に納入したＣ部品の欠陥により乙が損失を被った事案（以下、「本件」という。）について、以下の通り、合意する。

（合意した内容）

　　１．甲は、乙に対し、本件解決金として金100万円の支払義務を負うことを認める。

　　２．甲は、乙に対し、前項の解決金100万円を、2021年１月から同年4月にかけて、毎月末日ごとに金25万円ずつ分割して、乙指定口座に振込む方法により支払う。

　　３．甲が前項の支払いを１回でも怠った場合には、直ちに期限の利益を喪失し、甲は乙に対し、金100万円から既払金を控除した残額を直ちに支払うものとする。

　　４．甲と乙とは、本件については本合意書に定めるほか、何らの債権債務を負わないことを相互に確認する。

　（合意書の通数・保管方法）

本合意が成立した証として、本書を２通作成し、甲・乙各１通保管する

（合意書の作成日付）　　2021年1月10日

（当事者の署名捺印）　甲　　　Ａ社　　　㊞

　　　　　　　　　　　乙　　　Ｂ社　　　㊞